

平成25年(ワ)第25973号 損害賠償等請求事件

原告 森 裕 子

被告 志 岐 武 彦

被告準備書面(3)

平成26年 4月 9日

東京地方裁判所民事第16部合議2S係 御 中

被告訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



被告は、原告の平成26年2月24日付準備書面(以下「原告準備書面」という。)に対し、次のとおり、認否・反論する。

第1 本件ブログの一般読者の読み方について

1 原告の主張

原告は、同一のブログにおける同一テーマのエントリーは、一連のものとして読まれることが少なくないとし、本件ブログにおいては、小沢檢察審査会案件に関する一連のエントリーは、当該案件に関心がある閲覧者によって、一連のものとして読まれ、理解されていたとみることができるなどと主張している(原告準備書面第一、一、2、(1)【1~2頁】)。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告の主張は、ブログの一般論としてはともかく、本件ブログについては当てはまらないと言わなければならない。

2 本件ブログの読まれ方について

原告も認めるとおり、被告の本件ブログが、当時、更新頻度が高いものであり、頻繁に更新されるブログには固定の読者がつく傾向が高く、そのような固定の読者は、そのブログにおいて新たなエントリーがアップロードするかどうかを定期的にチェックして、アップロードされているときには必ずこれを閲覧するのであるとしたら、被告エントリー1（甲1）は、平成25年7月29日から比較的近い時期に、その読者によって閲覧されていたと考えられるが、その時点では言うまでもなく、被告エントリー2（甲2）も被告エントリー3（甲3）も存在していないのであるから、これらを一連のものとして閲覧することは不可能である。

被告エントリー2は、同年8月11日から比較的近い時期に、その読者によって閲覧されていたと考えられるが、その時点では、被告エントリー3は存在しなかったのであるから、被告エントリー2と被告エントリー3とを一連のものとして閲覧することは不可能である。

しかも、被告エントリー1と被告エントリー2との間には13日間もあり（原告は、「半月程度しか間が開いていない」と主張しているが〔原告準備書面第一，一，3，(1)【4頁】，更新頻度が高いという本件ブログでは、十分に長い期間というべきであろう。〕，その間に、被告は、7つのエントリーをアップロードしているのである（甲2の右側の「New Title」〔新着タイトルの意味〕の欄で確認できる）。

被告エントリー2と被告エントリー3との間には6日間あり、その間に、被告は、4つのエントリーをアップロードしている。

なお、ブログにおいては、もっとも最新のエントリーがトップになり、その後、新しいエントリーから古いエントリー順に配列されるようになっている。

本件ブログにおいては、月毎に、エントリーが管理されていることから、平

成25年8月のエントリー記事を閲覧した読者が、被告エントリー1の記事を読もうとすると、2013年7月のブログ記事のページを開く必要がある（平成25年8月頃であれば、右側の「New Title」の欄の7月29日の記事のリンクをクリックするだけで、被告エントリー1の記事を閲覧することが可能であるが、その後、しばらくすると、右側の「New Title」の欄から、7月29日の記事のリンクは消えるから、7月29日の記事を閲覧することは困難になる。）。

原告は、「New Title」として表示されているタイトルを見ただけで、どのようなテーマに関するエントリーかを一読して把握できるようになっていると主張しているが、「New Title」として新着記事のタイトルが掲載されるのは、その記事が掲載されてから約1ヶ月弱程度（当時）のことであり（その間にアップロードされた新着記事が多ければもっと短い期間になる。）、その後は、「New Title」の欄には古い記事は表示されない。

また、原告は、各エントリー表示の下方に、「<<次の記事 | ブログトップ | 前の記事>>」との記載があり、「次の記事」の部分には、当該エントリーの次のエントリーに、「前の記事」の部分には当該エントリーの前のエントリーにリンクが張られており、ウェブ検索サイトなどから当該エントリーにアクセスした閲覧者も前後のエントリーを見に行きやすい工夫が凝らされていると主張している。しかしながら、被告エントリー1、被告エントリー2及び被告エントリー3は連続してアップロードされた記事ではないから、この機能を利用しても、相互のエントリーに容易にたどり着ける訳でもない。

現在、本件ブログにアクセスして、被告エントリー1、被告エントリー2及び被告エントリー3を読もうとしても、それを探すのは決して容易ではないことは、今現在、本件ブログにアクセスしてみれば明らかである。それは、このブログには、多くのブログにある「ブログ内検索」の機能が付けられていないためである。

いずれにしても、本件ブログにおいては、小沢検察審査会案件に関する一連

のエントリーは、当該案件に関心がある閲覧者によって、一連のものとして読まれ、理解されていたとみることができるとの原告の主張には理由がないことは明らかである。

そして、そうであるならば、別々のエントリーを併せて事実摘示とみることは曲解というべきであり、相当でないことは明らかである。

そこで、以下では、被告エントリー毎に、原告の主張に反論することとする。

第2 被告エントリー1について

1 原告の主張について

(1) 原告は、被告エントリー1の①は、原告が、小沢無罪判決の直前まで最高裁への追及を行っていたという事実を摘示していると主張している（原告準備書面第一，一，2，(2)，ア【2頁】）。

しかしながら、この事実は、何ら原告の社会的評価を低下させるものではないから、これを事実摘示とすることは、法的には無意味である。

したがって、これは、論評の前提となる事実だと考えるべきである（被告準備書面（2）第3，1，①参照）。

(2) 原告は、被告エントリー1の②について、「原告が、（何者かによってロシアサーバーを通じ捏造報告書が八木啓代氏に届けられる前は）被告及び石川克子氏とともに行動をしていたとの事実を摘示していると主張している（原告準備書面第一，一，2，(2)，ア【2頁】）。

しかしながら、被告は、どこにもそのような事実は摘示していない。それまで、原告と連絡を密にとっていた被告及び石川克子氏が、原告と連絡がとりにくくなったことを「遠ざけた」と論評しているに過ぎない。

(3) 原告は、被告エントリー1の④は、原告らが、検察審査会における議決が架空であるというストーリーに則って最高裁を追及していたとの事実を摘示していると主張している（原告準備書面第一，一，2，(2)，ア【2頁】）。

しかしながら、「『架空議決』を武器にして」という表現は、直ちに「検察審査会における議決が架空であるというストーリーに則って」ということを意味するものではない。「武器」にするというのは色々なやり方があるのであって、まして、被告が主張する「架空議決」説を原告が主張していたとは、どこにも指摘していない。

したがって、この点も原告が曲解するものであり、理由がない。

- (4) 原告は、被告エントリー1に、「起訴議決は最高裁による架空議決」説の概要が記載されているとして、これを引用し、そこから、「したがって、被告エントリー1は、原告が、小沢無罪判決の直前まで、上記のような荒唐無稽な『架空議決』説を掲げて、最高裁に難癖を付けていたとの事実を摘示する」と主張している（原告準備書面第一，一，2，(2)，ア【2頁】）。

しかしながら、被告エントリー1において、被告は、原告の主張する「起訴議決は検察捏造報告書による誘導」説と対比する形で、被告の「起訴議決は最高裁による架空議決」説を述べているのであって、原告が当時主張していた説と対比して、被告の「起訴議決は最高裁による架空議決」説はそれとは別であることを述べているのである。

これが、どうして、原告がそのような「荒唐無稽」な「架空議決」説を掲げていたと被告が主張する根拠になるのか、全く理解不能である。

- (5) 原告は、被告エントリー1の②は、「ロシアサーバーを通じた捏造報告書が八木氏に届けられるや、原告が裁判所への追及を止め検察追及へ切り替えたとの事実を摘示している」と主張しているが（原告準備書面第一，一，3，(2)【5頁】）、「原告が裁判所への追及を止め」たとはどこにも指摘していない。そして、そもそも、この内容が、直ちに原告の社会的評価を低下させるものではないことから、これを事実摘示とするのは法的には無意味である。

したがって、これは、論評の前提となる事実だと考えるべきである（被告準備書面（2）第3，1，⑤参照）。

また、原告は、同⑤は、「原告が、小沢氏について無罪判決を得るために、（本心では最高裁による架空議決説が正しいと知っているのに）最高裁に屈して、（真実はそうではないことを知りながら）検察の捏造報告書のせいで小沢氏を起訴すべきとの議決が検察審査会がなされたことにしたとの事実を摘示している」と主張している（原告準備書面第一、一、3、(2)【5頁】）。

しかしながら、原告自身が、（ ）で挿入しているように、元の文章にはないものを原告自身で勝手に空想して補足しているものであり、被告は、原告の認識について、被告エントリーの⑤において何ら指摘していないのである。

原告は、被告エントリー1の②、⑤だけでも、「一般人の通常の読み方において、原告が、小沢一郎氏についての不起訴処分に関して、実際には検察審査会が開かれておらず、検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が創りあげた架空のものであると認識していながら、検察審査会が行われ、検察当局が捏造した捜査報告書により誘導された審査員により不適切な議決がなされたという、その認識と異なる事実を前提として検察を糾弾していたと誤信させるには十分である」と主張しているが、上記で述べたことからすれば、一般人の通常の注意と読み方からすれば、到底、そのように受け取ることはありえないと言うべきである。

2 小 括

よって、被告エントリー1に関する原告の主張には理由がなく、原告の政治的変節を批判する公正な論評と認められるべきである。

第3 被告エントリー2について

1 原告の主張について

- (1) 原告は、被告エントリー2の②について、一般人の普通の読み方で読めば、「原告こそが捏造報告書を入手したと誤信するには十分である。そして、原

告が入手したはずの捏造報告書をX氏が八木氏に届けたというのであるから、原告がX氏に捏造報告書を渡したと摘示していることは明らかである」とし、さらに、「原告が、X氏に指示をして、検察の捏造報告書を八木氏に届けさせたと誤信するには十分である」と主張している（原告準備書面第一，一，3，(2)，ウ【6頁】）。

しかしながら、被告エントリー2の②には、原告が「捏造報告書」の「入手」に「関与」したとしか述べておらず、その「入手」の主体は、あくまでもX氏である。すなわち、X氏が捏造報告書を入手するのに、原告が関与したと見るのが自然だという意見・論評を述べているに過ぎない。

そうであるならば、原告が捏造報告書を入手したことを前提として、それをX氏に渡したと指摘していないことも明らかである。

そして、X氏が「入手」した捏造報告書を八木氏に届けることについて、「森前議員側の指示によるもの」と述べているのも、「側」とあるように、原告とは断定していないし、「よるものと思われる」と述べているように、この点についても推測をしている意見・論評である。

いずれにしても、原告の上記の主張は、いずれも理由がない。

- (2) 原告は、被告エントリー2の⑤は、『検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が創りあげた架空のものである』との事実を隠蔽する手段として、原告が、捏造報告書を流出させたとの事実を摘示すると主張している（原告準備書面第一，一，3，(2)【5頁】）。

しかしながら、同⑤には、「最高裁の犯罪に蓋をした」と述べ、「最高裁の犯罪」としか述べていないのであり、被告は、それが『検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が創りあげた架空のものである』との事実であるとはどこにも述べていない。原告が勝手にそのように想像しているだけである。

また、原告は、被告エントリー2の④について、そのための方法として具

体的に、森前議員らは、捏造報告書をこそつと流出させて、八木氏に騒がせ、さらに原告自身も、騒ぎはじめた八木氏とさらに2人で騒ぐことにより、捏造報告書の存在を多くの人に知らせ、これにより、審査員が存在し、報告書で誘導されたと思ひ込ませた旨を摘示していると主張し、被告エントリー2を、一般人の通常の読み方で読めば、原告は、「検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が創りあげた架空のものである」との事実を知りながら、検察による捏造報告書のせいで検察審査会の審査員が誘導され、小沢氏を起訴すべきとする議決が下されたのだとして検察の責任を追及していたと誤信させるには十分であると主張している（原告準備書面第一，一，3，(2)【5～6頁】）。

しかしながら、被告は、原告が「検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が創りあげた架空のものである」との事実を知りながら検察を追及していたなどとは、どこにも指摘していない。「最高裁の犯罪に蓋をした」との表現はそのことを意味するものではないし、それ自体は、原告の行動を批判する意見・論評に過ぎない。

よって、この点についても、原告の主張には理由がない。

- (3) 原告は、被告エントリー2の②について、「検察の捏造報告書」の入手に原告が関与していたとの事実を摘示するものであると主張しているが（原告準備書面第一，一，4，(2)【7頁】），前述したとおり，X氏が捏造報告書を手にするのに、原告が関与したと見るのが自然だという意見・論評を述べているに過ぎない（前記(1)）。

また、原告は、「そして、正体不明のものからロシアサーバー経由で八木氏宛に捏造報告書が送られてきたということを前提に原告が検察追及を始めたという被告のストーリーの元では、上記事実摘示は、原告が国民を欺いたということを示すものであり、原告の社会的評価を低下させるに十分である」とも主張している。

しかしながら、被告は、この点について、原告が国民を欺いたなどとどこにも指摘していない。「被告のストーリーの元では」「示す」というが、被告が何も指摘していないことを無理矢理こじつけているとしか考えられない。

- (4) 原告は、被告エントリー2の④について、原告が自分で捏造報告書流出させておきながら、これを受け取った八木氏と一緒に騒いでいたとの事実を摘示していると主張している（原告準備書面第一，一，4，(2)【7頁】）。

原告は、「原告が自分で捏造報告書を流出させておきながら」と述べているが、同④は、「森前議員らは」が主語であり、そこにはX氏も含まれている。前述しているとおりの、被告は、捏造報告書を入手したのはX氏であると指摘しているのであり、その点を含めて、「森前議員ら」と述べているのである。

そうだとしたら、「原告が自分で捏造報告書を流出させておきながら」との事実摘示はしていないということになるはずであり、この意味において、原告の主張には理由がない。

原告は、これらを受けて、「被告エントリー2だけでも、小沢氏に対する起訴決議とされているものが最高裁による架空議決であることをごまかすために、原告が、検察の捏造報告書を入手してX氏に渡し、X氏に指示をして、氏名不詳のままロシアサーバー経由で八木氏にこれを送りつけ、八木氏とともに大騒ぎをしたと一般人を誤信させるのに十分である」と主張している（原告準備書面第一，一，4，(2)【7頁】）。

しかしながら、既に述べたように、被告は、「小沢氏に対する起訴決議とされているものが最高裁による架空議決であることをごまかすために」とはどこにも指摘していないし、被告は、捏造報告書を入手したのはX氏であることを前提として述べており、原告がX氏に指示をして八木氏に送りつけさせたとも指摘していないのであるから、原告の主張には理由がない。

2 小 括

以上から、被告エントリー2についての原告の主張には理由がなく、原告の政治的変節を批判する公正な論評と認められるべきである。

第4 被告エントリー3について

1 原告の主張について

(1) 原告は、被告エントリー3の①について、原告が、小沢氏に対する起訴決議とされているものが最高裁による架空議決であったことをなかつたことにするために、検察の捏造報告書誘導説を広めようとしており、そのための手段として、原告のブレーンであるX氏をして、捏造報告書をロシアのサーバーを通して八木氏に渡したと受け取るべきものであると主張している（原告準備書面第一，一，4，(2)【7～8頁】）。

しかしながら、被告は、「最高裁の犯罪を消そうとした」としか述べておらず、「最高裁の犯罪」について、それが、「小沢氏に対する起訴決議とされているものが最高裁による架空議決であったことをなかつたことにする」ことであるとは、どこにも述べていない。

被告は、「このように検察の捏造報告書誘導説を広めて、最高裁の犯罪を消そうとしているように見えた」と述べているが、これは、まさに原告の政治的活動を批判する意見・論評であることは明らかである。

よって、この点に関する原告の主張には理由がない。

(2) 原告は、被告エントリー3について、「これは、小沢判決直前に原告が変わるまでは、原告もまた、被告と一緒に、検察審査員はいなかったとして、最高裁を追及していたとの事実を摘示する」とも主張している（原告準備書面第一，一，2，(2)，ア【3～4頁】）。

しかしながら、これは、小沢無罪判決後に、原告が、検察審査員はいたと主張するようになったことを述べているだけで、それ以前に、被告と一緒に

なって、検察審査員はいなかったという架空議決説を主張していたとはどこにも指摘していない。

被告が、「このことは、『審査員がいるか、いないか』問題に決着をつけたということだ」と述べているのは、被告の立場から、原告の姿勢を見た場合の意見・論評を述べているだけであり、小沢無罪判決以前に、原告が検察審査員がないという架空議決説を主張していたとはどこにも述べていない。

よって、この点についての原告の主張には理由がない。

2 小 括

よって、被告エントリー3についての原告の主張には理由がなく、原告の政治的変節を批判する公正な論評と認められるべきである。

第5 公益性について

被告は、専ら公益を図る目的（以下「公益性」という。）を争っているので、以下、必要な範囲で反論する。

1 新宿の紀伊國屋書店での講演会での原告の発言について

原告は、「講演会で名指しで窘められたことに対する意趣返しとして、原告を陰謀論に巻き込んだに過ぎない」として公益性を否定しているが（原告準備書面第一、二、三、(2)【8～9頁】）、争う。

これは、被告の本件ブログの平成25年6月28日の「議員・ジャーナリストの誰ひとり『小沢検審架空議決主犯・最高裁』を追及できないこの国の末期症状！」という記事において、原告のことを「M議員」と匿名にした上で、「以前のM議員は頼もしかった」と述べ、「そのM議員は『架空議決疑惑』を追及しなくなった」（小見出し）などと述べて、「M議員や国会議員の皆様に言いたい。小沢議員が無罪になったからそれで良いということではない。検察のせいにして幕引きをしてはいけない。最高裁・検察審査会は疑惑だらけなのだから、まずは何が起こったかを明らかにすることだ。そうすることにより、真の司法

改革が見えてくる。」と書いた（乙79）。

被告は、原告のことを実名で書いていないのだから、原告も、講演会の際に、被告の実名を挙げて発言する必要はなかったはずである。ところが、原告は、被告の実名を挙げた上で、被告の批判に対する反論をしたのである（YouTubeの該当箇所は、55分25秒から57分40秒まで）。

被告の元には、複数の知人から、原告がそのような発言をしたことを知らされ、その中には、被告のことを非難する者もいたことから、本件ブログにおいて、「なぜ原告が本気で最高裁を追及していない」と感じたかを説明しようとして、被告エントリー1を記載したものである。そこには、意趣返しの意図もなければ、原告を陰謀論に巻き込む意図もなかったものである。

したがって、この点に関する原告の主張には理由がない。

2 原告のTwitter上の反論について

原告は、被告エントリー1についてTwitter上で反論したこと、これに対する被告のTwitter上での反論をブロックしたことを認めている。

その上で、被告エントリー2は、原告による反論に対する再反論になっていないとか、原告によるTwitter上での反論に個々の的に再反論できない腹いせに、新たな陰謀論を立ち上げて原告を中傷しようとしたものであるとして公益性を否定しているが（原告準備書面第一、二、三、(3)【9頁】）、争う。

被告としては、Twitter上で、被告に対する批判を始めたことに対して、Twitter上でブロックされたことから、Twitterで再反論できなくなったために、被告エントリー2を記載したものであるが、本件ブログで、一々、原告のツイートを引用して反論するのは本件ブログの趣旨にそぐわないと考えて、原告の政治的変節を批判する記事を書いたものである。

原告に対する腹いせで書いたものではないし、新たな陰謀論を立ち上げた訳でもない。

よって、この点に関する原告の主張にも理由がない。

3 原告のブログに「一市民T氏の作り話による誹謗中傷に断固抗議し、撤回と謝罪を強く求める。」と題する記事を掲載したことについて

原告が、被告エントリー2に対する反論をTwitter上で行い、それを原告のブログに掲載したことは認めているが、被告エントリー3は、原告による反論に対する再反論になっていないとか、週刊ポスト4月5日号に掲載された被告自身の署名入り記事及び被告自身のインタビューが掲載されているSAPIO8月号の記事を宣伝する内容のエントリーであり、それらの記事を際立たせるため、原告の変節ぶりをなじって見せたに過ぎないとして、公益性は否定しているが（原告準備書面第一、二、3、(4)【9頁】）、争う。

被告エントリー3も、被告エントリー2と同様に、本件ブログで、一々、原告のブログの記事を引用して反論するのは本件ブログの趣旨にそぐわないと考えて、原告の政治的変節を批判することで、原告のブログに対する総括的な反論をする記事を書いたものである。

週刊ポスト4月5日号に掲載された被告自身の署名入り記事及び被告自身のインタビューが掲載されているSAPIO8月号の記事を紹介したのは、本件ブログの読者に、本件ブログと併せて読んで貰うことで、被告の主張を理解してもらえろと考えて紹介しただけである。

それらの記事を際立たせるため、原告の変節ぶりをなじって見せたものではない。

よって、この点に関する原告の主張には理由がない。

4 小 括

以上から、被告エントリー1乃至3についての公益性を否定する原告の主張は、いずれも理由がないことは明らかである。

第6 真実性の立証対象について

原告は、被告エントリー1乃至3は、事実摘示であるから、その真実性の抗

弁を立証するために立証すべき事実として、①ないし③を挙げている（原告準備書面第一，三【10頁】）。

しかしながら，被告は，被告エントリー1乃至3は，意見・論評であると主張しているものであり，その前提事実の真実性又は相当性を立証すれば足りるはずである。

この点については，原告が事実摘示だと主張する内容が，あまりにも被告エントリーからかけ離れており，到底，承服することはできない。

なお，被告としては，検察の捏造報告書の入手に原告が関与していると考えられること及び八木氏へ捏造報告書をロシアサーバー経由で送付させたことに原告側が指示したと考えられることの前提事実について，真実性の証明が必要であるならば，小沢一郎議員や，その刑事事件の主任弁護人であった弘中淳一郎弁護士を証人尋問することを求める考えである。

第7 その他の原告の主張について

1 原告準備書面第一「四 第6について」について

原告は，縷々反論しているが，いずれも争う。

なお，原告は，乙第46号証の鳴海記者のメールについて，「メールアドレスを見る限り，毎日新聞社のドメイン名を用いたものではないようである」として，「そもそも，これがサンデー毎日の鳴海記者からのものであるかどうか不明である」と主張しているが（原告準備書面第一，四，6【15頁】），このメールアドレスは，鳴海記者の名刺に記載されているものであり（乙80），鳴海記者から発信されたことは間違いない。

送信時間が午前4時33分という早朝であり，サラリーマン記者である鳴海記者がこのような長文のメールを作成して送信する時刻としては不可解であるとも主張しているが（原告準備書面第一，四，6【15頁】），締切がある記者として深夜や早朝に仕事することは何ら不思議ではないことからして不可解とい

うものではない。

いずれにしても、鳴海記者がこのようなメールを送信していることは事実である。

2 同7について

原告は、「国会議員や元国会議員は、国民からの批判を甘受しなければならない要素が大きいとしても、特異な見解を主張している人が自説の信ぴょう性を高めるために、あたかも自分がその見解を支持していたかのように虚偽の言及をされることや、公文書を不正に入手して第三者に提供するが如きに関与していたとされることまで甘受しなければならない理由はない」などと主張している（原告準備書面第一，五【17頁】）。

しかしながら、被告は、これまで何度も主張しているように、被告エントリー1乃至3において、原告が、被告の主張を支持していたと述べたことはないし、原告が公文書（検察の捏造報告書のことであると考えられる。）を不正に入手したと述べたこともない。

原告は、被告エントリーを曲解して、原告の社会的評価を低下させたと主張しているものである。

被告は、小沢氏に対する起訴議決をした検察審査会に対する疑惑に対する追及の矛先を最高裁から検察に変えた政治的変節を批判する意見・論評をしただけであり、主権者たる国民の1人として、国会議員又は元国会議員に対する言論として最も保護されるべきものであり、それに対して過剰に反応して、被告を訴えたのが本件訴訟なのである。

いずれにしても、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上